

年末調整手続の電子化について ~システム改修編~

どんな準備が必要？

年末調整手続の電子化に向けた勤務先における具体的な準備は、①実現方法の検討、②従業員への周知、③給与システムの改修等があります。このパンフレットでは、このうち③給与システムの改修等についてお知らせします（①、②については「実施方法検討編（勤1）」「従業員周知編（勤2）」をご覧ください。）。

※ このパンフレットの内容は、控除申告書を従業員にデータで提出させる場合のみ必要となります。

③ 給与システムの改修等

給与システム等改修項目確認フロー

あなたの会社では、年末調整の際に従業員から提出を受ける書類について、下の①、②のどちらで作成・提出させていますか。

- ① システム上で電子的に作成・提出させている ② 用紙を配付し、手書きで提出させている

① システム利用

② 手書き

控除申告書の用紙を配付する際、従業員の住所氏名などを印字して配付していますか。

- ① 印字している ② 印字していない

① 印字している

② 印字
していない

これを機に、自社の給与システム等に、従業員が年末調整申告書を作成することができる機能を追加しようと思いませんか。

- ① 追加を検討する ② 追加しない

① 追加を検討する

② 追加しない

パターン

A

パターン

B

パターン

C

パターン

D

各パターンにおける改修ポイントについては次ページ以降をご覧ください。



Q：当社ではすでに独自のシステムを導入して、上のパターンAのように、従業員が提出する控除申告書もデータで提出させていますが、何か変わるのでしょうか？

A：これまででは、控除申告書をデータ提出する場合でも、控除証明書等は書面で提出又は提示する必要がありました。

令和2年10月からは、控除申告書を電子データで勤務先へ提供する場合に、控除証明書等についても電子データで提供することが手当てされ、ペーパーレスで年末調整事務を行えるようになったほか、控除証明書等データを利用することにより、給与担当者の証明書のチェック事務の効率化が図られることとなりました。

区分	手続内容	紙での手続	これまでの電子化	令和2年10月以後の電子化
従業員の手続	年末調整申告書の作成	控除証明書等内容を手書き	控除証明書内容を手入力	自動入力
	控除額の計算	手計算	自動計算	自動計算
勤務先の手続	控除額の検算	必要	不要（システムによるチェック）	不要（システムによるチェック）
	控除証明書のチェック	必要	必要	不要
	給与システム等への取込	手入力	給与システム等にインポート	給与システム等にインポート
	書類の保存	申告書+証明書	証明書のみ	なし

つまり！

控除証明書等のチェック事務など、

バックオフィス業務の更なる効率化が図れます。

給与システム等の改修ポイント

〔共通の留意事項〕

○ ここに記載する「改修すべき機能」は一例であり、実際にはご利用の給与システム等の機能、構成等により改修すべき機能は異なります（改修、変更となる箇所は赤字、赤矢印で表示）。

○ 従業員がマイナポータル連携を利用する場合、ICカードリーダーまたはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが必要です。

マイナンバーカード読み取り可能スマートフォンはこちらのQRコードから確認⇒



○ 従業員がマイナポータル連携で控除証明書等データを取得するためには、発行する保険会社等が控除証明書等をマイナポータルに提供できる必要があります。マイナポータル連携に対応している保険会社等については、国税庁ホームページに掲載しています。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>)



○ 図中の「マイナポータル等連携機能」とは、マイナポータルに連絡されている各種情報の中から、年末調整や確定申告に必要な控除証明書等を取得するために国税庁が提供する機能です。

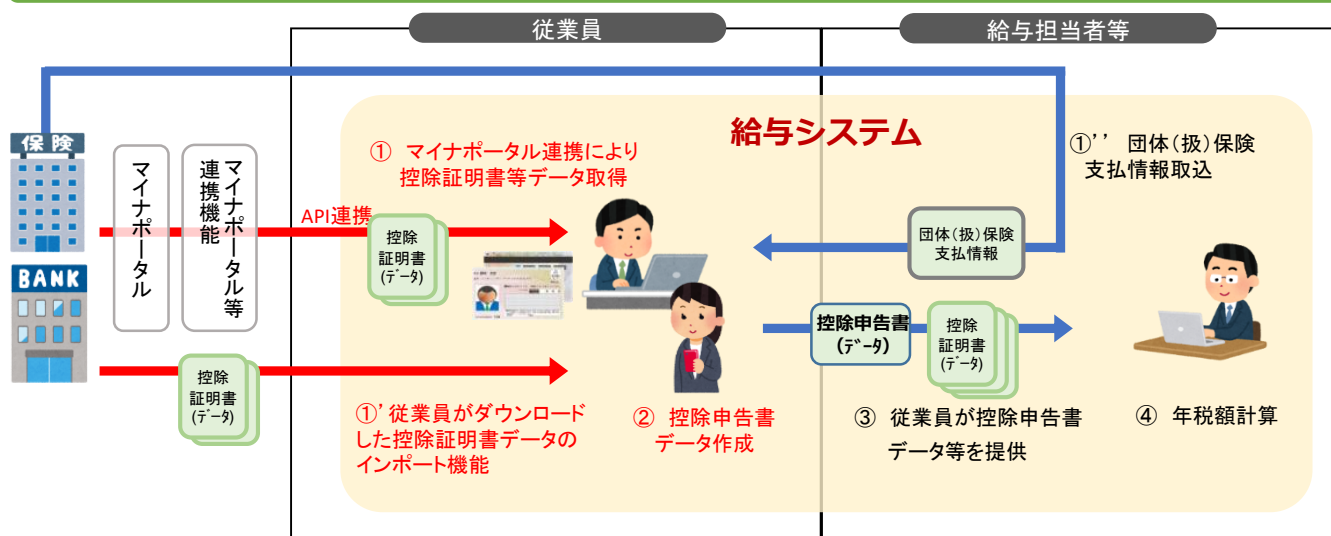
○ 自社で開発した給与システム等から「マイナポータル等連携機能」に接続することを希望される場合は、国税庁に仕様公開請求を行うことができます。詳しくは、国税庁ホームページ「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告のよくある質問」の「1 会計ソフト等開発者向けよくある質問」をご覧ください。



(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp_question/question.htm#mn1)

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

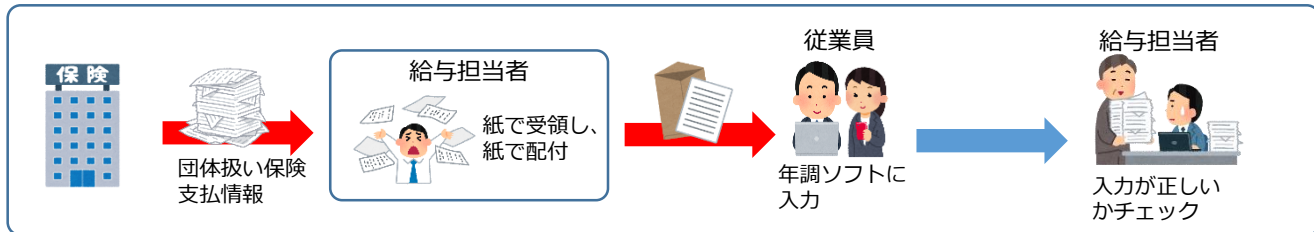
パターン A 「マイナポータル連携機能」に接続する機能等



○ 必要な機能

- ・ 従業員が「マイナポータル連携機能」に接続し、保険会社等から控除証明書等データをAPI連携により取得するための機能 (①)
- ・ 従業員が保険会社等のウェブサイトから取得した控除証明書XMLデータをインポートする機能 (①')
- ・ 上記により取得した控除証明書等データを利用して保険料控除額及び住宅借入金等特別控除額を自動計算する機能 (②)

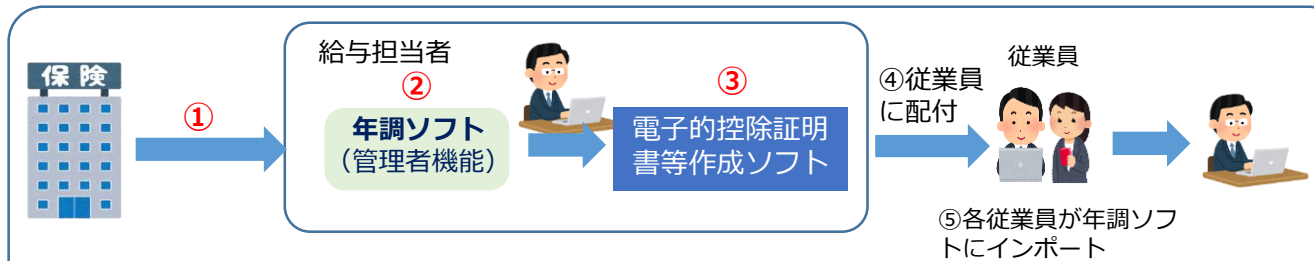
【これまでの団体扱い保険の年末調整手続（年調ソフト利用）】



団体扱い生命保険については、これまでは各従業員が年調ソフトに手入力する必要があり、データで利用することができませんでした。

そこで令和3年分の年調ソフトからは、団体扱い保険支払い情報をデータを年調ソフトに取り込み可能なデータ形式にして従業員に配付できるように機能を追加します。

【令和3年分 年調ソフトを利用した団体扱い保険のデータ利用】



① 団体扱い保険情報（データ）の受領

これまでデータで受け取っていない場合には、データで発行してもらえよう、ご契約の保険会社に依頼してください。

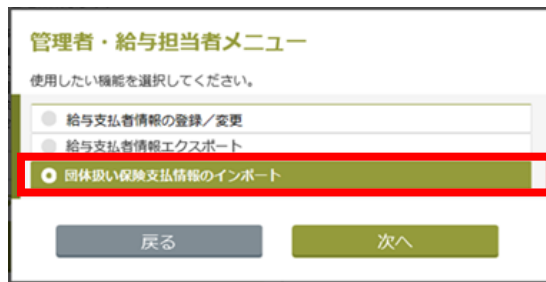
② 年調ソフトの「管理者機能」にインポート

※ 「管理者機能」はパソコン版「年調ソフト」のみの機能です。

（団体扱い保険支払情報インポートのイメージ）



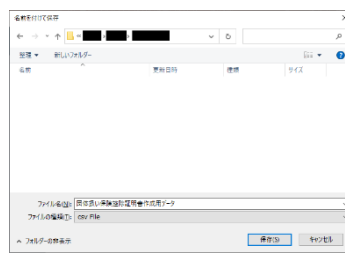
年調ソフトの管理者画面を選択



「団体扱い保険支払情報インポート」を選択し、「次へ」



「利用する電子データを選択」を押下し、保険会社から受け取ったファイルを選択します。



インポート用データが作成されるので、任意のフォルダに保存します。

③ 「電子的控除証明書等作成ソフト」にインポートして控除証明書データを作成

②で作成したインポート用データを「電子的控除証明書等作成ソフト」にインポートして、控除証明書データを作成します。

電子的控除証明書等作成ソフトのダウンロードはこちら

<https://www.e-tax.nta.go.jp/download/kojosoft-download.htm>